

豊中支援学校 いじめ防止基本方針

大阪府立豊中支援学校
令和 7 年 4 月 1 日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自分を大切にする、人を大切にする、自尊心を高める教育を進める」を人権尊重の教育の柱としており、児童生徒に、生活の中で出会うさまざまなかがいに共感できる心を育むとともに、社会における不合理さに気づき、改善しようと働きかけていく力を育むことを日々の教育活動において目標としている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「豊中支援学校 いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや SNS 等を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめには多様な態様があるが、具体的には、以下のようものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- 児童生徒間のトラブルは「いじめの芽」につながる可能性があることや、とりわけ人間関係の形成、コミュニケーションに課題がある児童生徒においては、双方のとらえ違いから「いじめ」に発展する場合もあることに留意する。

3 いじめ防止のための組織

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となるため、校内に以下の組織を設ける。

(1) 名 称

「いじめ等対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、各学部主事、生徒指導主事、研究支援部人権担当者、養護教諭

(事象が発生したときは必要に応じて、首席、当該の学年主任、担任等が加わる。)

(3) 役 割

ア 未然防止

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組み

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○ 必要に応じて、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

豊中支援学校 いじめ防止年間計画				
	小学部	中学部	高等部	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画および学級・学年活動を通じて児童の実態把握 ・家庭訪問および懇談期間（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画および学級・学年活動を通じて生徒の実態把握 ・新入生歓迎会（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） ・家庭訪問および懇談期間（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画および学級・学年活動を通じて生徒の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊中支援学校いじめ防止基本方針」の児童生徒・保護者への周知およびHP更新 ・第1回いじめ等対策会議（年間計画の確認） ・PTA書面総会で「豊中支援学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月			<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問および懇談期間（家庭での様子の把握） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊学習⑤ ・校外学習②③④（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習②（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習②（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめに関するアンケート」の実施・回収
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習⑥ ・懇談期間（学校・家庭での様子について情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談期間（学校・家庭での様子について情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談期間（学校・家庭での様子について情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ等対策会議（アンケート結果を受けた情報共有、対応が必要な事案の検証）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習⑤（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） 			
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめに関するアンケート」の実施・回収
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習①②③ ・懇談期間（学校・家庭での様子について情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行③ ・校外学習①②（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） ・懇談期間（学校・家庭での様子について情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習① ・宿泊学習②（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） ・懇談期間（学校・家庭での様子について情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育自己診断」にて、いじめの取組状況の調査
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習④ ・修学旅行⑥（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） 			<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめに関するアンケート」の実施・回収
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒会「友だちについて」アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒会「友だちについて」アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒会「友だちについて」アンケート実施 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中フェスティバル ・校外学習①⑤⑥（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） ・懇談期間（学校・家庭での様子について情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中フェスティバル ・お別れ遠足③、校外学習①（仲間・集団作り、コミュニケーション力の育成） ・懇談期間（学校・家庭での様子について情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中フェスティバル ・校外学習③ ・懇談期間（学校・家庭での様子について情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回いじめ等対策会議（年間の取組みの検証、来年度に向けた検討）
3月				
適宜	各授業・学部行事等を通じての人権教育、道徳教育			臨時会議の設置

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

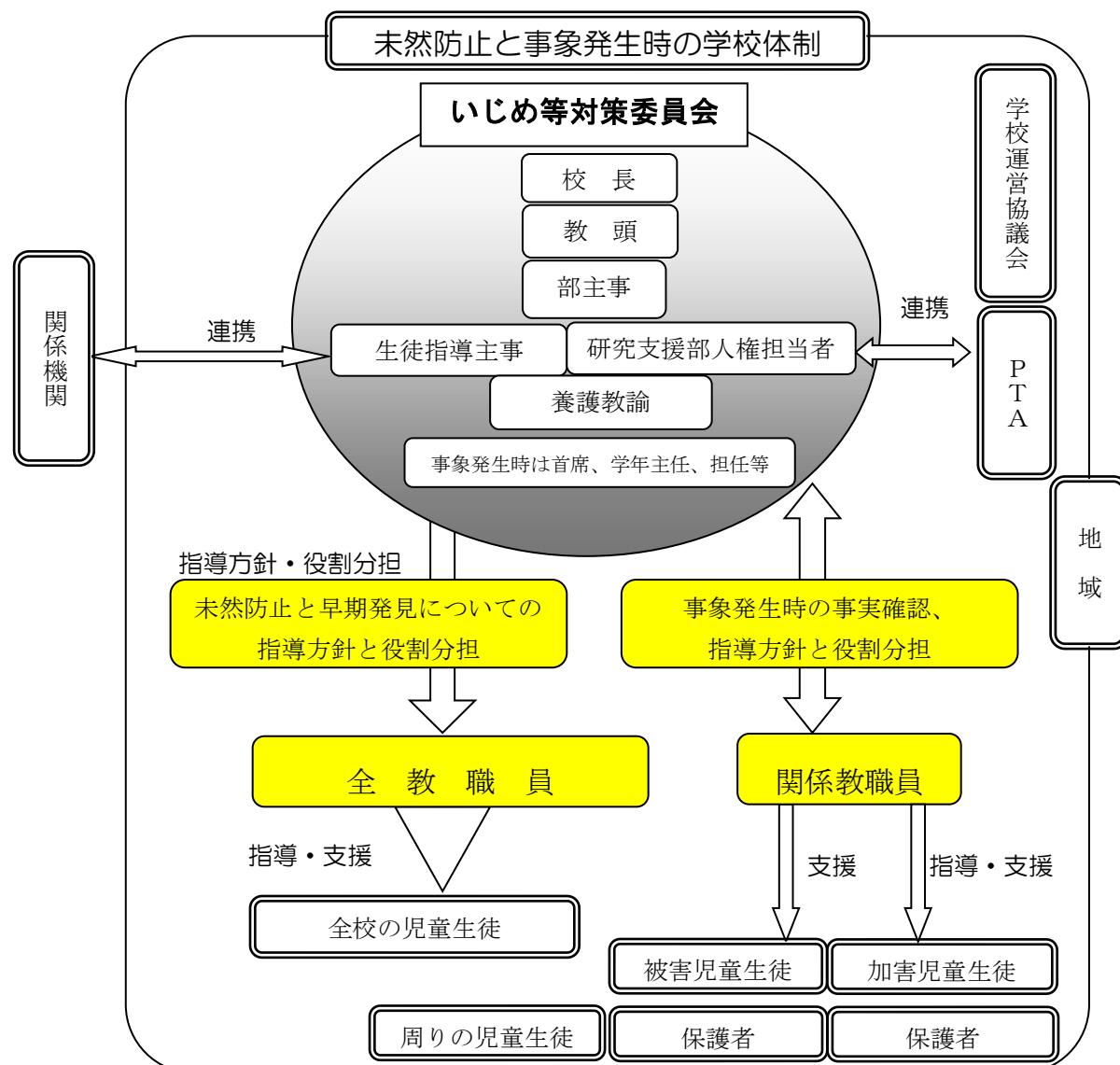
「いじめ等対策委員会」は、年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、自立活動、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



関係機関：警察、学校医、SC、SSW、子ども家庭センターなど

2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して人権研修等の校内研修を通じて人権意識を高めるとともに、小さな変化にも気づくことができる感性を養う。児童生徒に対しては、学級活動、生活、道徳、自立活動、特別活動、総合的な学習の時間の中で、平素より自分と他者を大切にする学習を行うことで、人権意識の定着をめざすとともにいじめは許されないという雰囲気を醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・コミュニケーション能力の育成

いじめに向かわない態度・コミュニケーション能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、自他における距離感の取り方、自分の気持ちの伝え方、感情のコントロールの方法を児童生徒、それぞれの発達段階とライフステージにあわせ、学校生活全般の中で身につけることができるよう指導する。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・児童生徒の人間関係、クラスの環境等、いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、変化を見逃さないように複数の目でチェックする体制を作る。
- ・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、各学部・学年で定期的に情報交換を行う。
- ・分かりやすい授業づくりを進めるために計画的に、研究授業を行い、授業力の向上を図る。
- ・児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、実態把握に努め、個々の障がい特性の理解を深める。
- ・ストレスに適切に対処できる力を育むために、個々の状況に応じたコミュニケーション手段の獲得をめざす。

(4) 自己肯定感や自己有用感を育む

自己肯定感や自己有用感を育む取組みとして、児童生徒が係り活動や役割分担等の役割を果たすことの過程で、児童生徒一人ひとりが「自分は他者の役に立っている」と感じることのできる場面を多く設定することにより、児童生徒の自己肯定感や自己有用感が高められるように努める。

(5) 児童生徒が自ら学ぶ場面作り

児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童生徒会活動を通じ、「友だちについて」のアンケートを実施したり、児童生徒会新聞やポスター等で啓蒙すると共に、総合的な学習の時間等で学ぶ場面を設定したりする。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある。

児童生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、より良い集団にしていくとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、「安全で安心な学校生活を過ごすために」アンケートを定期的（7月、12月）に実施する。各学部の実態に応じて教育相談を実施する。

日常の観察として、学級担任、授業担当者が複数の目でチェックできる体制を作る。

(2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、日々の連絡帳等による連絡を密に行い、必要に応じて、懇談・家庭訪問の機会を設け、児童生徒の小さな変化を見逃さない体制作りに努める。

(3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、「いじめ等対策委員会」が中心となり、外部機関も含め、全校でバックアップする。

(4) 学校ホームページ、学校だより等により、相談体制を広く周知する。

「いじめ等対策委員会」により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 意図しない「いじめ」行為、自覚のない「いじめ」行為、好意から行ったが結果的に「いじめ」となってしまう行為等は日常的に潜在していることが多いので、事象を見逃さず、その場の教員の判断だけで対処することなく、クラス、学年、学部で情報を共有する。

(6) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、本校プライバシーポリシーに則る。

第4章 いじめ事象への対処

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要なのは当然であるが、児童生徒がいじめ行為に及んだ原因や背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると思われる。

そのような事象に關係した児童生徒同士が、豊かな人間關係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や学部主事、学年生指等に報告し、「いじめ等対策委員会」と情報を共有する。

その後は、「いじめ等対策委員会」が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害児童生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- (6) 意図しない「いじめ」行為、自覚のない「いじめ」行為、好意から行ったが結果的に「いじめ」となってしまう行為等については、児童生徒の発達段階や人間関係、クラスやグループなどの学習環境、生活背景、ストレス、行動要因などを丁寧に分析し、担任、学年で情報を共有し、前述のような「いじめ」行為が再発しない指導体制を適宜、迅速に構築する。

- (7) 好意から行った行為が意図せずに相手方の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっても、「いじめ等対策委員会」で、法に定められた「いじめの定義」に照らしていじめの認定を行う必要がある。

3 いじめられた児童生徒またはその保護者への支援

いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、「いじめ等対策委員会」が中心となって対応する。状況に応じて、外部よりスクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、いじめた児童生徒の保護者と迅速に連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようになる。
「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを發揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、外部のスクールカウンセラー等とも連携する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) インターネットやSNS等の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、状況を確認し、場合によってはその箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ等対策委員会」において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、授業等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめが「解消している状態」

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること。
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。